

令和3年度 基本評価における一次政策評価の実施方針

第1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により定める基本方針及び条例第5条第1項の規定に基づき、企業局が行う令和3年度基本評価（施策評価及び事務事業評価）に関する実施方針を定める。

第2 目標及び取組内容等の設定

1 基本的な考え方

令和3年度政策評価基本方針第2の2（1）の規定により、基本評価（施策評価及び事務事業評価）における目標、成果指標、取組内容及び事務事業を設定する。

2 設定の対象及び単位

(1) 施策評価

北海道総合計画（以下「総合計画」という。）の政策体系に沿って整理し運用する施策を単位とする。

(2) 事務事業評価

総合計画の政策体系に沿って整理し運用する施策を構成する事務事業など全ての事務事業を単位とする。

3 目標等の設定

(1) 目標の設定

総合計画の政策展開の基本方向に沿った目標を設定する。

(2) 成果指標の設定

政策評価の結果を総合計画の推進管理に適切に反映するため、総合計画において掲げる指標の中で当該施策に関連するものをすべて設定する。

(3) 取組内容の設定

施策目標の達成に向けて、現状や課題、当該年度に実施する事務事業の内容を踏まえて主要な取組内容を設定する。

なお、取組内容の設定に当たっては、前年度の政策評価の結果を踏まえた対応を適切に反映する。

(4) 事務事業の設定

施策目標の達成に向けて、重点戦略計画及び特定分野別計画等に関連する事務事業については、当該施策に関連するものをすべて設定する。

また、上記以外の事務事業についても整理する。

4 様式

知事部局において定めるマニュアルの様式に従って基本評価調書（以下「評価調書」という。）を作成する。

第3 一次政策評価

1 一次政策評価の基本的な考え方

令和3年度政策評価基本方針第2の1(4)及び(5)の規定により、基本評価(施策評価及び事務事業評価)における一次政策評価を実施する。

なお、評価に当たっては、総合計画に掲げる政策目標の実現に向けて、施策評価と事務事業評価を一体的に実施するものとする。

2 一次政策評価の対象

(1) 施策評価

総合計画の政策体系に沿って整理した施策とする。

(2) 事務事業評価

令和3年4月1日現在で令和3年度予算に計上されている事業(以下「予算事業」という。)及び職員配置の基礎となっている全ての分掌事務とする。

3 一次政策評価の単位

(1) 施策評価

総合計画の政策体系に沿って整理された課ごとに運用される施策を単位とする。

(2) 事務事業評価

ア 原則は、課ごとに運用される施策を構成する全ての事務事業を単位とする。

イ 上記ア以外の内部管理事務については、適切な単位を適宜設定する。

4 一次政策評価の視点

(1) 施策評価

ア 施策目標の達成状況

施策目標の達成状況や達成する上での課題など、道政上の課題への対応

イ 施策間の連携状況等

関連する施策間・部局間での相互連携や多様な主体による連携・協働の推進など、行政サービスの質の維持向上への対応

ウ 施策の緊急性、優先性

社会経済情勢の変化や道民の要請等を踏まえた緊急的・優先的な取組や新たな課題等への対応

(2) 事務事業評価

ア 事務事業の有効性

施策の目標達成状況、国・市町村・民間との役割分担、緊急性・優先制など

イ 事務事業のコスト

施策水準の妥当性、対象・手段、効果的・効率的な予算執行など

ウ 事務事業の執行体制

執行体制の簡素化・効率化、関連事務との集約化など

5 一次政策評価の時点

評価の時点は中間評価とし、令和3年6月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

6 一次政策評価の実施方法

(1) 基本評価調書の作成等

ア 各課は、知事部局において定めるマニュアルにより評価調書を作成し、別に定める期日までに総務課に提出する。

イ 公営企業管理者は、作成した評価調書を別に定める期日までに知事（総合政策部計画局計画推進課）に提出する。

(2) 留意すべき点検事項

一次政策評価の実施に当たっては、上記4(2)により点検・検証を実施するほか、前年度の政策評価意見への対応状況や改善状況、意見内容に即した推進状況などを点検する。

7 留意事項

(1) 評価調書の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述とすること。

(2) 評価に当たっては、企画・予算・人事の各部門が連携を強化して実施すること。

(3) 評価の時点以降において、施策及び事務事業の内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに知事（総合政策部計画局計画推進課）と協議を行う。

8 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。